

# 代議員選挙規則

平成 24 年 4 月 16 日制定

平成 30 年 8 月 4 日改正

## (目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会（以下「日耳鼻」という。）の定款第 5 条第 3 項の規定に基づく日耳鼻代議員（以下「代議員」という。）の選出に関し、必要な事項を定める。

## (選出区域)

第 2 条 代議員選挙は、地方部会を置く 47 都道府県の区域に分けて行う。

## (選出方法)

第 3 条 代議員の選出は、日耳鼻正会員（以下「正会員」という。）の中から選挙によって行う。  
2 選挙方法は、別に定める。

## (選挙権および被選挙権)

第 4 条 選挙権は、理事を除く正会員が有し、被選挙権はすべての正会員が有する。

## (代議員定数)

第 5 条 代議員定数は、定款第 5 条第 2 項に定める配分方法による。

## (選挙管理委員会)

第 6 条 この規則による代議員選挙の管理執行に関する事務は、各地方部会の代議員選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う。  
2 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (選挙期日)

第 7 条 代議員選挙は、2 年に 1 回、2 月に行うものとする。

## (理事会報告)

第 8 条 各地方部会は、当選人が決定次第、速やかに理事会に報告するものとする。

## (補欠選挙)

第 9 条 各地方部会において代議員に欠員が生じた場合には、当該地方部会長からの申し出により理事会が必要と認めた場合は、補欠選挙を実施することができる。  
2 前項補欠選挙は本選挙に準ずるものとする。

## 附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規則を実施するために必要な事項は、細則に定める。
3. この改正は、平成 30 年 8 月 4 日から実施する。